

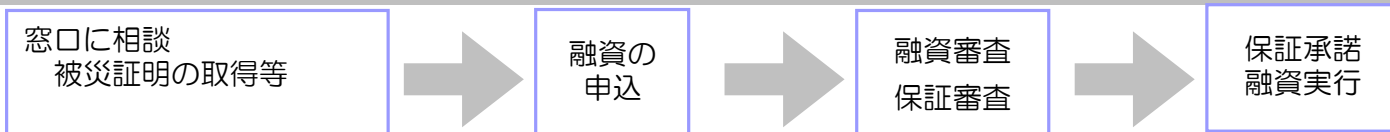
災害対策特別資金

平成30年島根県西部を震源とする地震対策特別資金

島根県西部（大田市）を震源とする地震により、被害や影響を受けた中小企業者等に対し、既存の「災害復旧資金」の内容より優遇する形で「災害対策特別資金」を創設します。

制 度 名	平成30年島根県西部を震源とする地震対策特別資金
対 象 者	島根県西部を震源とする地震により、被害や影響を受けている中小企業者等であって、次の要件のいずれかに該当するもの。 (1) 直接的な被害を受けたもの (2) 間接的な被害のうち、 売上高等が5%以上減少したもの、または売上高等が5%以上減少することが見込まれるもの
融 資 限 度 額	8,000万円（注） （注）運転資金の融資実行可能額は、「融資限度額」、「棚卸資産の被害と事業用資産以外の被害（機械設備等の修繕費等を含む。）の合計額」及び「月商の3ヶ月分」のうち最も低い額です。
資 金 使 途	設備資金、運転資金
融 資 期 間	12年以内（据置期間3年以内を含む。）
返 済 方 法	元金均等分割返済
貸 付 利 率	責任共有 年1.25%（固定） 責任共有外 年1.10%（固定） ※ただし、借入後3年間は0%（固定）とする。
信用保証料率	年0.20%～年1.20% ※ただし、借入後3年間は0%とする。
担 保	取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります
連 帯 保 証 人	法人 取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります 個人 原則として不要
取 扱 期 間	平成30年4月27日～平成31年3月31日 ※融資実行開始が可能となる日は取扱金融機関によって異なりますので、各取扱金融機関へお問い合わせください。

平成30年島根県西部を震源とする地震災害対策特別資金ご利用の流れ



※ 審査の結果ご希望に
添えない場合があります。

申し込み先

**商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、商工会連合会、
しまね産業振興財団**

お問合せ先 島根県商工労働部中小企業課金融グループ

TEL0852-22-5882 ホームページアドレス <http://www.pref.shimane.lg.jp/keieishien/>